

## (特約条項)

1. 本契約は甲が育英奨学事業等を目的とする公益法人であることを充分認識し、その趣旨に沿って乙は使用することを確認する。
2. 乙は甲の希望する入居条件に適した外国人留学生大学院生等（以下入居者という）を選抜し、入居許可を与えるものとする。ただし、入居許可を得た者以外の居住者は認めない。
3. 乙は入居者が決定した場合は必ず書面により甲に必要書類を添付して通知するものとする。ただし、入居者の利用期間は原則として1年とする。
4. 本件建物居室内に設置したバストイレユニット、キッチン、机、椅子、ベッド、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、カラーテレビ等は無償にて使用することができる。  
ただし、上記以外の寝具類（ベッドパット、毛布、掛布団、枕、枕カバー、シーツ、掛布団カバー、毛布カバー）は、リース制になっている。ただし、枕カバー、シーツは週1回の交換とする。また洗濯機、乾燥機はその都度使用料を支払うものとする。
5. 電話を設置する場合は乙が電話局と直接契約することとする。入居者への外部からの電話の取り次ぎは一切しない。
6. 乙は入居者の身元保証人となるとともに万一入居者が問題を生じた時はすべて乙の責任において解決し、甲には迷惑をかけないものとする。
7. 乙は甲の提示する居室の利用方法に基づき（ハンドブックのとおり）入居者が使用するよう指導管理につとめるものとする。なお甲がその入居者が不適当と認めた場合は、両者協議のうえ入居者を変更できるものとする。

以上